

利用料一覧表

(居宅介護)

○1単位につき10.36円(地域区分)をかけた金額になります。

利用時間	身体介護 1 居宅における身体介護 2 通院介助(身体介護を伴う)	通院介助 (身体介護を伴わない)	通院等 乗降介助
30分未満	256単位	106単位	1回につき 102単位
30分以上1時間未満	404単位	197単位	
1時間以上1時間30分未満	587単位	275単位	
1時間30分以上2時間未満	669単位	1時間30分以上 (345単位に30分 増すごとに+69 単位)	
2時間以上2時間30分未満	754単位		
2時間30分以上3時間未満	837単位		
3時間以上	921単位に30分を増す ごとに+83単位		

利用時間	家事援助
30分未満	106単位
30分以上45分未満	153単位
45分以上1時間未満	197単位
1時間以上1時間15分未満	239単位
1時間15分以上1時間30分未満	275単位
1時間30分以上	311単位に15分を増すごとに+35単位

特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10%を加算
緊急時対応加算(月2回を限度)	1回につき150単位を加算
初回加算	1回につき200単位を加算
夜間早朝加算	所定単位数の25%を加算
利用者負担上限額管理加算(月1回を限定)	1回につき150単位を加算
喀痰吸引等支援体制加算	1人1日当たり100単位を加算

※福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき1000分の274に相当する単位数を算定

※福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき1000分の70に相当する単位数を算定

※福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 1月につき1000分の45に相当する単位数を算定

利用者負担・実費負担の軽減措置の対象者(世帯)

①生活保護・・・生活保護受給世帯

②低所得1・・・市町村民税非課税であって障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下であるもの

③低所得2・・・市町村民税非課税世帯であるもののうち、②に該当しないもの

④一般・・・適用されません

(同行援護)

○1単位につき10.36円(地域区分)をかけた金額になります。

利用時間	単位数
30分未満の場合	191単位
30分以上1時間未満	302単位
1時間以上1時間30分未満	436単位
1時間30分以上2時間未満	501単位
2時間以上2時間30分未満	566単位
2時間30分以上3時間未満	632単位
3時間以上	697単位に30分を増すごとに+66単位

※障害支援区分3の者を支援した場合は、100分の20に相当する単位数を加算

※障害支援区分4以上の者を支援した場合は、100分の40に相当する単位数を加算

夜間早朝加算	所定単位数の25%を加算
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10%を加算
緊急時対応加算(月2回を限度)	1回につき100単位を加算
初回加算	1回につき200単位を加算
利用者負担上限額管理加算(月1回を限定)	1回につき150単位を加算
喀痰吸引等支援体制加算	ひとり1日当たり100単位を加算

※福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき1000分の274に相当する単位数を算定

※福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき1000分の70に相当する単位数を算定

※福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 1月につき1000分の45に相当する単位数を算定

利用者負担・実費負担の軽減措置の対象者(世帯)

①生活保護・・・生活保護受給世帯

②低所得1・・・市町村民税非課税であって障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下であるもの

③低所得2・・・市町村民税非課税世帯であるもののうち、②に該当しないもの

④一般・・・適用されません

(重度訪問介護)

○1単位につき10.36円(地域区分)をかけた金額になります。

利用時間	単位	
1時間未満	186単位	※重度障害者等の場合 15/100単位を加算
1時間以上1時間30分未満	277単位	
1時間30分以上2時間未満	369単位	
2時間以上2時間30分未満	461単位	※障害支援区分6に該当の場合 8.5/100単位を加算
2時間30分以上3時間未満	553単位	
3時間以上3時間30分未満	644単位	
3時間30分以上4時間未満	736単位	
4時間以上8時間未満	821単位に30分を増すごとに+85単位	

・移動中の介護を実施した場合の加算

1時間未満	100単位
1時間以上1時間30分未満	125単位
1時間30分以上2時間未満	150単位
2時間以上2時間30分未満	175単位
2時間30分以上3時間未満	200単位
3時間以上	250単位

・障害支援区分6の利用者に対し、熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合それぞれのヘルパーに、所定単位数の100分の90を算定する。(算定開始から120時間に限る)

緊急時対応加算(月2回を限度)	1回につき100単位を加算
初回加算	1回につき200単位を加算
利用者負担上限額管理加算(月1回を限定)	1回につき150単位を加算
喀痰吸引等支援体制加算	1人1日当たり100単位を加算
移動介護緊急時支援加算	1日につき240単位を加算

- ※福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1月につき1000分の200に相当する単位数を算定
- ※福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1月につき1000分の55に相当する単位数を算定
- ※福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 1月につき1000分の45に相当する単位数を算定

利用者負担の軽減措置の対象者(世帯)

- ①生活保護・・・生活保護受給世帯
- ②低所得1・・・市町村民税非課税であって障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下であるもの
- ③低所得2・・・市町村民税非課税世帯であるもののうち、②に該当しないもの
- ④一般・・・適用されません